

南丹市の給与・定員管理等について（令和6年度）

【1 総括】

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

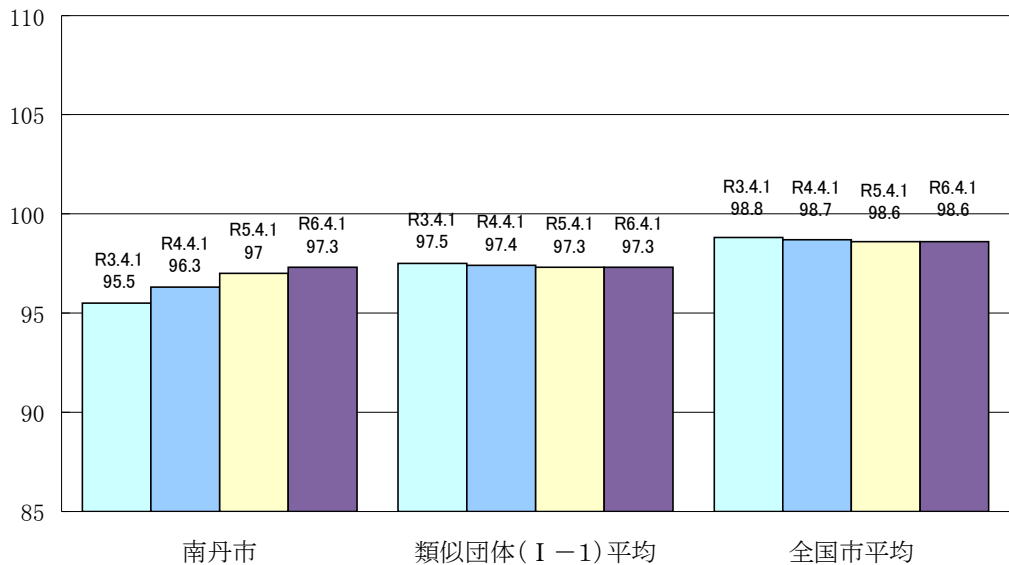
区 分	住民基本台帳人口 (R6年1月1日現在)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和4年度の人件費率
R5年度	人 30,123	千円 24,739,558	千円 1,114,138	千円 3,969,358	% 16.0	% 16.9

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A	(参考)類似団体(I-1) 平均一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
R5年度	人 316	千円 1,239,999	千円 218,595	千円 475,491	千円 1,934,085	千円 6,121	千円 5,916

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
 2 職員数は、令和5年4月1日現在の合計人数です。また、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員は含まれていません。
 3 給与費は、令和5年度普通会計決算の合計額です。(事業費支弁人件費を含む。)
 任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)、及び定年前再任用短時間勤務職員の給与は含まれますが、会計年度任用職員の給与費は含まれていません。

(3) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。
 3 ラスパイレス指数の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いています。

※令和5年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

ラスパイレス指数の変動は、職員の年齢構成の変動等によるものである。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引き下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し
☒実施 ☐未実施

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容)

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日
 (内容) 行政職給料表について、国の見直し内容をふまえ、平均1.8%引き下げ。
 激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

②地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

人事院勧告に伴い令和7年度は4%(R6年度は国基準0%に対し、南丹市においても0%)。

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当について、国と同様の制度を制定(平成27年4月1日実施)

【2 職員の平均給与月額、初任給等の状況】

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(R6年4月1日現在)

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
南 丹 市	42.6 歳	315,544 円	369,635 円	327,639 円
京 都 府	41.2 歳	307,987 円	396,120 円	357,816 円
国	42.1 歳	323,823 円	— 円	405,378 円
類似団体(Ⅰ-1)	42.6 歳	318,300 円	374,345 円	343,522 円

②技能労務職

区 分	公 務 員					
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	年収ベース (C)
南 丹 市	— 歳	— 人	— 円	— 円	— 円	— 円
うち用務員	— 歳	— 人	— 円	— 円	— 円	— 円
うち学校給食調理員	— 歳	— 人	— 円	— 円	— 円	— 円
京 都 府	58.1 歳	101 人	352,644 円	400,218 円	383,822 円	— 円
国	51.2 歳	1,829 人	288,144 円	— 円	330,553 円	— 円
類似団体(Ⅰ-1)	52.3 歳	11 人	307,888 円	334,311 円	319,875 円	— 円

区 分	民 間				(参考)	
	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均月収額 (B)	年収ベース (D)	(A)／(B)	(C)／(D)
南 丹 市	—	— 歳	— 円	— 円	—	—
用務員(全国)	用務員	49.1 歳	244,800 円	3,297,300 円	—	—
給食調理員(京都府)	飲食物調理従事者	44.2 歳	278,900 円	3,600,500 円	—	—

- (注) 1 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています(平成27～29年の3ヶ年平均)。
2 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。
3 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年度に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

③教育職(幼稚園教育職) ※京都府、類似団体は小・中学校(幼稚園)教育職

区 分	平 均 年 齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
南 丹 市	42.5 歳	326,091 円	363,559 円	334,909 円
京 都 府	40.3 歳	356,117 円	405,746 円	392,076 円
類 似 団 体 (I - 1)	40.8 歳	301,577 円	333,558 円	— 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成31年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。
2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、通勤手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。
また、「平均給与月額(国ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(＝時間外勤務手当等を除いたもの)で算出しています。

(2) 職員の初任給の状況(令和6年4月1日現在)

区 分		南 丹 市	京 都 府	国
一般行政職	大 学 卒	196,200 円	204,900 円	196,200 円
	高 校 卒	166,600 円	173,000 円	166,600 円
技能労務職	高 校 卒	— 円	— 円	— 円
幼稚園教育職	大 学 卒	196,200 円	228,900 円	— 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況(令和6年4月1日現在)

区 分		経験年数10年以上 ～15年未満	経験年数15年以上 ～20年未満	経験年数20年以上 ～25年未満
一般行政職	大 学 卒	265,807 円	318,200 円	358,558 円
	短 大 卒	249,750 円	— 円	265,100 円
	高 校 卒	242,366 円	269,850 円	— 円
税務職	大 学 卒	— 円	317,750 円	335,000 円
保健職	大 学 卒	265,000 円	— 円	359,500 円
福祉職	短 大 卒	249,230 円	281,500 円	— 円
企業職	高 校 卒	— 円	— 円	— 円
技能労務職	高 校 卒	— 円	— 円	— 円
幼稚園教育職	大 学 卒	— 円	— 円	— 円
	短 大 卒	— 円	— 円	— 円

【3 一般行政職の級別職員数等の状況】

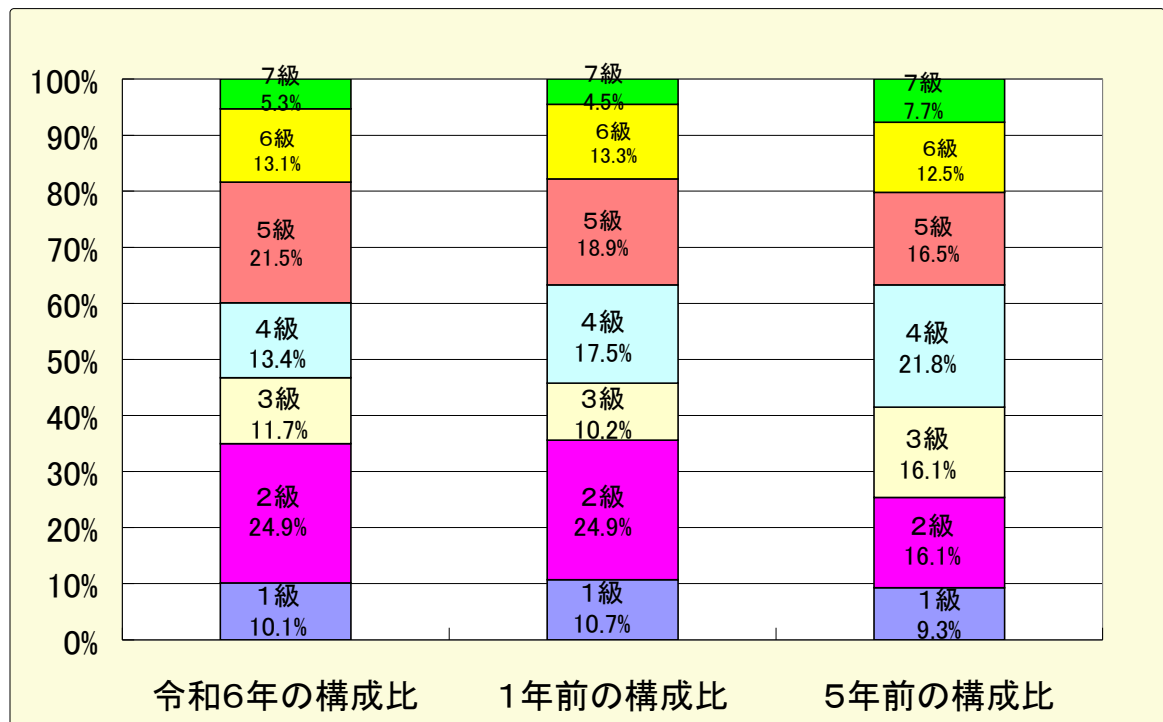
(1) 一般行政職の級別職員数の状況(令和6年4月1日現在)

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
7 級	部長、会計管理者、次長、教育参事、議会事務局長	17人	7.5%	365,500 円	446,200 円
6 級	課長、局長、支所担当長、参事	31人	13.6%	323,100 円	411,300 円
5 級	課長補佐	48人	21.1%	295,400 円	394,000 円
4 級	係長	27人	11.8%	271,600 円	382,000 円
3 級	主査、主任	23人	10.1%	240,900 円	351,000 円
2 級	主事	54人	23.7%	208,000 円	305,200 円
1 級	主事	28人	12.3%	162,100 円	249,400 円
計		228人			

(注)1 南丹市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

3 一般行政職には、税務、保育所、幼稚園、技能労務職等を含みません。



(2) 昇給への人事評価の活用状況

令和5年4月2日から令和6年4月1日までの運用		管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している					
活用している昇給区分		昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分					
上位、標準の区分					
標準、下位の区分					
標準の区分のみ(一律)					
ロ 人事評価を活用していない		○		○	
活用予定時期		令和7年度の評価結果を令和8年度の昇給に反映		未定	

【4 職員の手当の状況】

(1) 期末手当・勤勉手当

南 丹 市	京 都 府	国
1人当たり平均支給額(5年度決算) 1,491 千円	1人当たり平均支給額(5年度決算) 1,656 千円	—
(5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45 月分 2.05 月分 (1.375)月分 (0.975)月分	(5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45 月分 2.05 月分 (1.375)月分 (1)月分	(5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45 月分 2.05 月分 (1.375)月分 (0.975)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5%～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 管理職加算10%、20% 役職加算 5%～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 管理職加算10%～25% 役職加算 5%～20%

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合です。

【参考】勤勉手当への勤務成績の反映状況(一般行政職)

令和5年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している		○			
	活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
	上位、標準、下位の成績率	○			
	上位、標準の成績率				
	標準、下位の成績率				
	標準の成績率のみ(一律)				
ロ 人事評価を活用していない				○	
活用予定時期				R7	

(2) 退職手当(令和6年4月1日現在)

南 丹 市			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.70900 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.70900 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職加算2～30%		その他の加算措置	定年前早期退職加算2～45%	
(退職時特別昇給)	なし				
1人当たり平均支給額	10,247 千円				

(注) 1 退職手当は、加入しています京都市町村退職手当組合の規定に基づきます。

2 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

3 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引き上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当(令和6年4月1日現在)

支給実績(25年度)	千円		
支給職員1人当たり平均支給年額	円		
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度(支給割合)
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%

南丹市は、地域手当支給対象地域に該当しません。

(4) 特殊勤務手当(令和6年4月1日現在)

支給実績(5年度決算)	570 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(5年度決算)	20,346 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(5年度)	8.35 %		
手当の種類(手当数)	2種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
伝染病防疫等作業手当	保健衛生業務に従事する職員	感染症の発生予防又はまん延防止のため消毒等の作業	1件当たり1,000円
汚物処理作業手当	保健衛生及び農林水産業関係業務に従事する職員	犬、ねこ、野生動物等の死体収集作業及び汚物等の処理作業	1件当たり 500円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(4年度決算)	144,263 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(4年度決算)	441 千円
支給実績(5年度決算)	114,129 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(5年度決算)	356 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(5年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員を除く。)である。

(6) その他の手当(令和6年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (5年度決算)
扶 養 手 当	1 配偶者 6,500円 2 子 10,000円 3 父母等 6,500円 ※満16歳から満22歳までの子の加算 1人5,000円 (すべて月額)	同	—	35,627 千円	254,479 円
住 居 手 当	月額16,000円を超える家賃支払い者に対し家賃月額に応じて最高28,000円	同	—	17,309 千円	298,431 円
通 勤 手 当	片道2km以上の通勤者に対し通勤距離に応じ月額2,000円から31,600円	同	—	29,336 千円	112,831 円
管 理 職 手 当	管理又は監督の地位にある職員に対し職務の特殊性に基づき支給する。給料月額 の18/100以内。 部長級13% 次長級11% 課長級 9%	異	国は 定額制	29,257 千円	487,617 円

【5 特別職の報酬等の状況(令和6年4月1日現在)】

区 分		給 料 月 額 等		
給料	市 長 副 市 長	条例上の額	(参考)類似団体における最高／最低額	
		739,500 円	985,000 円／	391,500 円
		657,000 円	790,000 円／	420,000 円
報酬	議 長 副 議 長 議 員	470,000 円	(参考)類似団体における最高／最低額	
		415,000 円	545,000 円／	230,000 円
		380,000 円	475,000 円／	200,000 円
期末手当	市 長 副 市 長	(5年度支給割合)		
		3.40 月分	役職加算額	給料月額×15%
	議 長 副 議 長 議 員	(5年度支給割合)		
退職手当	市 長 副 市 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
		739,500円×任期1年につき530/100	15,677,400円	任期毎に支給
		657,000円×任期1年につき315/100	8,278,200円	任期毎に支給

(注)1 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年＝48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

【6 職員数の状況】

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

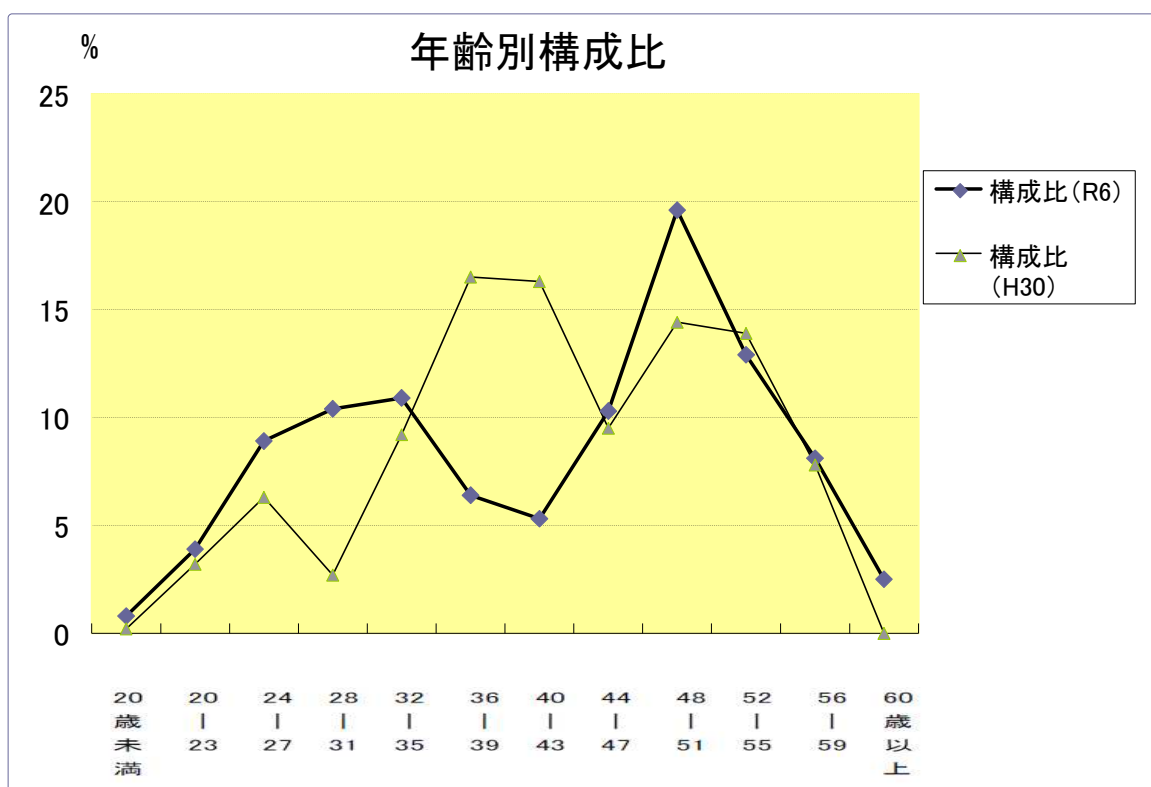
(各年4月1日現在)

区 分 部 門			職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
			令和5年	令和6年		
普通会計部門	一般行政部門	議 会	4	4	0	
		総 務	90	94	4	組織変更に伴う増
		税 務	15	16	1	税務課業務の増
		民 生	89	73	△ 16	組織変更に伴う減
		衛 生	26	21	△ 5	組織変更に伴う減
		農林水産	19	19	0	
		商 工	10	11	1	商工課業務の増
		土 木	29	30	1	緑化フェア準備業務の増
	計		282	268	△ 14	<参考> 人口10,000人当たりの職員数 88.97 人 (類似団体の人口10,000人当たりの職員数85.28人)
	特別行政部門	教 育	34	51	17	組織変更に伴う増
		消 防	0	0	0	
		計	34	51	17	
	小 計		316	319	3	<参考> 人口10,000人当たりの職員数 105.90 人 (類似団体の人口10,000人当たりの職員数 109.56人)
会計等部門 公営企業	病 院	8	8	0		
	上水道	11	11	0		
	下水道	8	8	0		
	その他	11	12	1	デジタル化関連業務に伴う増	
	小 計	38	39	1		
合 計		354 [397]	358 [397]	4	<参考> 人口10,000人当たりの職員数 118.85 人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。(教育長は含みません。)

2 [] 内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況(令和6年4月1日現在)



区 分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	3人	14人	32人	37人	39人	23人	19人	37人	70人	46人	29人	9人	358人
男	2	5	11	19	18	15	10	22	38	22	18	5	185
女	1	9	21	18	21	8	9	15	32	24	11	4	173

(3)職員数の推移

(単位:人・%)

区 分 \ 年 度	31年	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年	過去5年間の増減数(率)
一 般 行 政	299	298	292	285	282	268	△ 31 (△10.4%)
教 育	44	42	37	35	34	51	7 (15.9%)
普 通 会 計 小 計	343	340	329	320	316	319	△ 24 (△7.0%)
公 営 企 業 会 計 等	33	33	41	40	38	39	6 (18.2%)
総合計	376	373	370	360	354	358	△ 18 (△4.8%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

【7 公営企業職員の状況】

(1) 上水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) R4年度の総費用に占める 職員給与費比率
5年度	千円 935,906	千円 △ 11,031	千円 87,926	% 9.4	% 9.0

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A	(参考) 全国市町村平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
5年度	人 11	千円 45,884	千円 10,417	千円 13,521	千円 69,822	千円 6,347	千円 6,118

(注) 1 職員手当には退職給与金を含みません。

2 職員数は、令和6年3月31日現在の人数です。(会計年度任用職員は含みません)

3 下段の給与費には、会計年度任用職員を含みません。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(6年4月1日現在)

区 分	平 均 年 齢	平均基本給 (給料+扶養+地域手当)	平均月収額
南 丹 市 水 道 事 業	48.6 歳	354,418 円	535,336 円
団 体 平 均	45.8 歳	337,221 円	508,691 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

③ 職員の手当の状況

→4(1)～(6)を参照

(注) 1 企業職員の給与の基準は、南丹市職員の給与に関する条例の適用を受ける職員と同じです。

(2) 下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) R4年度の総費用に占める 職員給与費比率
5年度	千円 2,300,518	千円 184,421	千円 55,805	% 2.4	% 2.2

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A	(参考) 全国市町村平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
5年度	人 8	千円 31,897	千円 5,269	千円 12,527	千円 49,693	千円 6,212	千円 6,023

(注) 1 職員手当には退職給与金を含みません。

2 職員数は、令和6年3月31日現在の人数です。(会計年度任用職員は含みません)

3 次ページの給与費には、会計年度任用職員を含みません。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(6年4月1日現在)

区 分	平 均 年 齢	平均基本給 (給料+扶養+地域手当)	平均月収額
南 丹 市 下 水 道 事 業	43.8 歳	356,625 円	526,053 円
団 体 平 均	44.5 歳	334,536 円	501,579 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

③ 職員の手当の状況

→4(1)～(6)を参照

(注)1 企業職員の給与の基準は、南丹市職員の給与に関する条例の適用を受ける職員と同じです。